

虚復が提唱した「足の三陰経は胸腹に脈なし」の説をめぐって

遠藤次郎

演者は、虚復が『芷園臆草』（一六二四）の中で提唱した経絡に関する論説について検討した。

虚復の説は次の二つに要約される。

(イ)素問および靈枢を検討するならば、足の三陰経（太陰、少陰、厥陰経）は、体幹部では体内に伏行するため、体表には経脈およびツボはない。

(ロ)甲乙経（卷之三）、銅人図経、十四経發揮には、胸腹の表面を走行する足の三陰経が記載されているが、この記載は、素問ならびに靈枢の記載と一致しないので誤りである。

演者は虚復の説について検討し、素問ならびに靈枢の諸篇を検討した範囲では(イ)は支持されること、一方、(ロ)は丸山昌朗等の報告（一九五〇）で示される如く誤りであり、胸腹の表面を走行する陰経も認めなければならないことを指摘した。従って、体幹部における足の三陰経には、体内を伏行するものと、胸腹の表面を走行するものが存在することになり、足の三陰経についての考えは、素問等と甲乙経等とは一致しないことが明らかとなった。そこで、演者は素問等と甲乙経等における足の三陰経についての記載の不一致点を考察し、次の結論を得た。すなわち、靈枢

「五音五味篇」の記載によれば、体内を伏行するものは三陰経の正経と把握することができ、胸腹の表面を走行するものはこの正経が体外に浮いた支別として扱うことが可能である。

この立場に立って虚復の説を次の如く再考した。すなわち、虚復の説を、陰経の正経について論じたものと解釈するならば、(イ)、(ロ)の両説は支持され、虚復の説は本来の陰経の形を論じたものとして重要な意義をもつてくる。

十四経發揮の流れを汲む今日の針灸書では、胸腹の表面を走行するものを足の三陰経の正経とみなす点や、胸腹表面を走行する経脈と体内を伏行する経脈を混同している点などに誤りがみられる。従って、十四経發揮（元代）の誤謬に対する虚復（明代末）の指摘は、一部訂正、補足すべき点はあるものの、今日の針灸書の重大な欠陥をついたものであり、注目に値する。

『エジンバラのバーク事件』

——解剖用死体搬入の犯罪——

関根正雄

バーク事件は、一八二八年、エジンバラ大学の解剖教授 Robert Knox のところへ、殺人死体を提供した常習犯人 William Burke の起した犯罪である。その当時のエジンバラは欧州医学の先頭にたつ隆盛期であった。従って解剖には常に多数の死体が必要であった。正規の死体数をはるかに上回る需要があるので、この burking

といわれた犯罪や grave robbery といわれ resurrectionist の墓地盗掘が各地にあった。

密告者がいてパークは警察に逮捕され、裁判にかけられて絞首刑が執行された。市民は激昂して夥しい群衆が刑場に押し寄せた。その絵が残されている。ノックスにも厳しい批判が向けられたが、起訴された判決は無罪であった。しかし翌年には教職を辞してロンドンに移り住んだ。ロンドンでは一八五〇年に *The Race of Man* を著述し、没後の一八八八年には *Anatomical Studies of Bones and Muscles for the Use of Artist* が出版され、ともに、ともかくの名著とされたという。

ノックスはエジンバラ大学で、解剖の Monro 家の相伝教授三代目のモンローと、同時期の教授であった。学生には特に人気があつて、一学年に三〇〇人いたときには、同じ講義を三回ずつしなければならなかった。そのうえ、当時の解剖のデモンストレーションには、医学生だけではなく、芸術家や一般市民の有力者も *Anatomical Theatre* に臨席してきた。

このパーク事件のことは、現在のロンドンの *Madam Tussaud's Exhibition* で *The Chamber of Horrors* に、実物大の蠟人形の犯人が老婆の死体を箱詰めにして運搬するシーンを再現している。エジンバラの *Grassmarket*に残っている *Traverse experimental Theatre* は、未確認であるが、ノックスの解剖場に関係する遺跡かと思われる。

パーク事件のことは *Petero Arc* 一九六八年 *Abbotempo Book 4* に詳しく、墓地盗掘は *D. Hamilton* 一九八一年 *A History*

of *Medicine in Scotland* によれば、*Glasgow* の医学生は、墓地発掘を自ら「神聖な仕事」と称したという。それを成就した学生は、解剖学を受講料を免除されたとする。つまり、どこでも学校当局は、それに目をつむり、警察は取締りに目こぼしをしたのである。現場でつかまつた医学生は、人体解剖の神聖を、ラテン語を使って述べたるので、取締り側には歯がたたなかつたという。

市民は困却した。自衛手段として、墓場に番人小屋をつくったり、高い鉄柵で囲んだりした。一八二七年のリーフレットにのせられた広告に、*The Safety Tomb* といふのがあつて、金庫型墓石の図とその大きさによる値段書がかいてある。イギリス国会では、一八三二年に死体の取扱ひについて *Warburton's Anatomy Act* が立法された。それからあと不正事件はなくなつたとされるが、なお詳細な検討が必要であらう。